

ふなばし市民大学校運営協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふなばし市民大学校運営要綱第20条に定める、ふなばし市民大学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 学長が提示する案件について意見を述べること。
- (2) ふなばし市民大学校（以下「大学校」という。）の運営に関し、意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会の委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者によって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 高齢者福祉課長
- (2) 生涯スポーツ課長
- (3) 市民協働課長
- (4) いきいき学部およびまちづくり学部修了生 6名以内
- (5) 学識経験者 6名以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、協議のため必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 協議会は、専門的事項について調査審議するため、会長の指名する者及び委員をもって組織する小委員会を設置することができる。

(小委員会委員)

第8条 小委員会の委員は、会長が委嘱し、又は任命する。

- 2 小委員会の委員の任期は会長が定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、生涯学習部社会教育課に置く。

(災害補償)

第10条 協議会及び小委員会開催の際に生じた災害に関する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて適用する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月9日から施行する。